

令和 2 年

寒河江市農業委員会第 3 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第3回総会

日時 令和2年3月25日(水) 午前9時00分

会場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	7番 土田 彦雄
8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広	10番 奥山 浩二
11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之	13番 眞木 早百合
14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一	16番 石山 邦一
17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀	

欠席委員

6番 影沢 政俊

事務局

事務局 長	門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長	日下部 靖広
総務 主 査	高子 英晴	総務 係 長	菊地 亮
農地 係 主 事	国井 茂伸	農地 係 主 事	稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第9号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第10号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

- (4) 議第12号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第13号 農用地利用集積計画書の審議について
- (6) 議第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

開会 午前 9時11分

木村議長 ただいまより、寒河江市農業委員会第3回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、3番・菊地ひとみ委員、9番・佐藤委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長） はい、議長。

報告事項として項目として挙げておりませんが、皆さんのお手元に配付した人事異動の内示について報告をさせていただきます。

昨日24日、寒河江市の人事異動の内示が発表されまして、農業委員会事務局において次の異動がありましたので、報告させていただきます。

事務局長補佐兼農地係長の日下部補佐が転出となりまして、

農林課の課長補佐農業振興担当となります。そこに、税務課の課長補佐納税担当であります芳賀補佐が転入で入ってきます。

そして、農業委員会主事の国井主事が上下水道課の主事として転出します。そこに、建設管理課の主事である安達主事が転入で入ってきます。

以上、2名転出、2名転入という形で内示がありましたので、ご報告します。

なお、農林課の異動につきましては資料に記載のとおりですので、ご確認いただければと思います。

辞令の発令年月日は例年のとおり4月1日となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

木村議長 どうぞ。

事務局（国井主事） はい、議長。

引き続き、議案書の報告事項について。（「お願いします」の声あり）

では、皆さん、議案書の2ページをごらんください。

（報告事項朗読）

木村議長 ありがとうございました。

どうぞ。

事務局（局長補佐(兼)農地係長） はい、議長。

本当は先に言うべきでしたけれども、皆様のお手元に封筒に入った議案書があると思います。そちらのほうが修正後の正しい議案書ですので、保存されている方もいらっしゃると思いますので、ご活用ください。

次に、議事参与の制限ですが、議第14号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、4番の土屋委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る3月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件、非農地証明願案件1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明案件1件の合計3件を審査しました。

議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位10番寒河江地区末広町の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第12号「非農地証明願の審議について」、順位3番西根地区の案件です。現地は西根北町の農地で、近隣住民によると昭和30年から昭和60年ごろまで製材所が建っていたとのことで、取り壊されてからは現在まで近隣住民の駐車スペース、長く雑種地として利用されており、非農地と判断できる場所でした。

次に、議第14号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、順位1番寒河江地区の案件です。現地は大宇寒河江字上野と字横道の農地で、被相続人が生前農業を営んで

おり、相続人が相続により取得した農地で引き続き農業経営を行い、農地として利用していることが確認されましたので、適格者証明は適当と判断しました。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時50分までとしたいと思います。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時53分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第9号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

17ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

この案件につきまして、3月16日に佐藤委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。場所は、越井坂の山形銀行と平野医院のちょうど中間に当たる十字路を西のほうに入りまして、最初の十字路の西南角ということでございます。随分前に分譲したところでありますので、周囲は全部住宅が建っております。そういうことでありますので、申請どおりであれば何ら問題はないと現地を確認してまいりました。事前調査会、地区審議会でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位1番は、建売分譲用地としての転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

なお、議第11号、農地法第5条での審議もよろしく願いいたします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第9号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、19ページをお開きください。

これは、16番、17番、18番は、同じ人がお持ちになった土地でございます。最後に結果を報告したいと思います。

(議案書順位16番から18番朗読)

これは、3筆、3件合計で5,320平米となります。

この案件につきまして、3月16日に佐藤委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。場所は、西寒河江の、俗に言うメリヤス団地といいますが、左沢線の線路沿いをずっと分譲していった後、住宅地の一番つんどまりの農地でございます。これは、昨年、雑草がかなり生えて、どう

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

同じく農地法第3条、順位の15番になります。

(議案書順位15番朗読)

この件につきまして、3月15日に加藤委員と國井推進委員とで現地を確認してきたところであります。これまでも■さんのほうが農地を借り受けまして啓翁桜を栽培してきたところでありますけれども、今回、譲渡人の都合によりまして所有権を移転するという事になっております。引き続き農地として所有、啓翁桜を栽培する計画でありますので、計画どおりであれば何ら問題ないということで確認してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

(議案順位19番朗読)

なお、この2人は親戚関係でありまして、■さんが90歳という高齢で、親戚関係で即お願いしたということがあります。

(議案順位 20 番から 21 番朗読)

なお、順位 20 番は貸人の [] さんの隣の田んぼでありまして、同じ借人の [] さんが耕作するということです。

順位 21 番、これは [] さんと借人の [] さん、これが相対で耕作しておりましたが、このたび 3 条で正式に貸し借りをを行うということでもあります。

これらにつきまして、3 月 15 日、相原委員、川越委員と 3 人で現地を見てまいりました。3 件ともこのままこの耕作は大丈夫なんじゃないかと判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位 15 番から順位 22 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、22ページ。

(議案書順位9番朗読)

これは、低層とありますけれども、上に東北電力の高圧線が走っているということでの用途の区分でございます。

3件まとめて報告申し上げます。

この場所が、にとう小児科さんから南のほうに入った十字路の西北角という、もう元町の区画整理地内の一角でございます。

ます。まだ隣には農地がありますけれども、計画であれば影響は少ないのではないのかなというようなことを確認してまいりました。

(議案書順位 10 番朗読)

場所が、ちょうど日の丸タイヤさんから南町のほうに入っていきます。そうすると、最初に沼川の橋があります。その橋を右手に、渡らないで右に戻ります。そうすると、川の北側には高林寺の墓地、あとその案件の周囲は全部宅地ということで住宅が建っているということでもありますので、現況も問題ないと見てきました。

(議案書順位 11 番朗読)

これは、先ほど事業変更届のほうで説明したとおりであります。

これも3月16日に佐藤委員、小野推進委員とともに現地を確認してまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

同じく農地法第5条、22ページであります。

(議案書順位 8 番朗読)

この件につきまして、3月15日に加藤委員と國井推進委員とで現地を確認してきたところであります。現地はほなみ団地の一角にありまして、周辺には農地らしきものはほとんどなく、既に宅地が建ち並んでいるような場所であります。そういった中で、計画どおりであれば何ら問題ないと確認してきたところであります。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位8番から10番まで、宅地分譲用敷地への転用申請になります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常、宅地分譲は認められておりませんが、用途地域にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位11番は、建売分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事

務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第11号は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第12号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

議第12号「非農地証明願の審議について」。

(議案書順位3番朗読)

この件につきましては、3月19日に事前審査会で現地を確認してきたところであります。申請事由にありますように、長年雑種地として活用してきたということでありますが、今後農地として活用するというのは大変無理があるような状況でありました。そういったことから、今回の申請はやむなし

と判断したところであります。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) 特にございませぬ。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第12号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第13号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第13号「農用地利用集積計画書の審議について」、28ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手に貸し出すために中間管理機構に集積する農地に適していると判断しました。また、受け手も中核農家認定農業者であり、地区審査では異議はございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

27ページ、お願いいたします。

(議案書朗読)

いずれの農地も担い手あるいは認定農家に貸すというものでありまして、計画どおりであれば何も問題ないということでした。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

27ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも柴橋地区人・農地プランの中心経営体で活躍されておりまして、特に問題はないと考えています。地区審査でも異議ありませんでした。

最後に、52ページをお開きください。集計表です。

(議案書朗読)

以上でした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

農地中間管理事業のページです。45ページです。

(議案書朗読)

いずれも農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断いたしました。また、地区審査においても異議はございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。13番、眞木です。

27ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第13号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第13号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第14号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、4番、土屋委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。
菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

議第14号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、54ページをお開きください。

(議案書朗読)

皆さんもご存じのとおり、この相続人は■■■■の息子さんでもございます。平成25年に被相続人の方と養子縁組をされたということで、相続がこのため発生したということでございます。この適格者証明に関しては、20年間農業をやるということで納税猶予ということになるそうでございます。先ほど事前審査会でも申しましたとおり、相続人が相続により取得した農地で引き続き農業経営を行い、農地として利用しているということが確認されましたので、適格者証明は適当ではないかと判断しました。また、■■■■君は30代の若手でもありますし、これから寒河江の農業をしょっていく方で

もあると思っています。そういうことで、地区審査でも異議はございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

先にちょっと訂正がございますので、済みません、
さんの住所ですけれども、住所が
です。被相続人の方の
さんのほうの住所を記載してしまいましたので、大変失礼いたしました。

こちらの案件ですけれども、めったにない、私も初めての案件であります。それで、農業会議等にご相談した結果、証明書は総会のほうに付議して、交付することについて審議して決めてくださいということでありましたので、総会に諮った一件であります。こちらの要件ですけれども、被相続人及び農地法の相続人が租税特別措置法第70条の6第2項に定義する適格者に該当するかどうかを審議することになります。審議のポイントですけれども、1番目には、被相続人が生前、農業を営んでいた実績があること。こちらのほうは高齢や入院等も含まれておるところです。2番目として、相続人が相続により取得した農地で農業経営を行い、その後も引き続き農業経営を行うことが認められること。3番目になりますが、今回の特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として管理されているかがポイントになります。現地調査の報告にもありますが、被相続人が生前農業を営んでいたこと、また相続人が農業経営を行うことが認められ、農地として適正に管

理されておりましたので、適格者証明は妥当と判断します。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいま、地区担当委員、事務局から説明がありました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第14号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、原案のとおり交付することに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり交付することに決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第14号は原案のとおり交付することに決定しましたことを報告します。

木村議長

以上、本日上程された議案については全て議決されました。
以上をもちまして、本日の総会を終了します。
大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時47分

令和2年3月25日

第3回総会議長 木村 三紀

議事録署名委員 3番委員 菊地 ひとみ

議事録署名委員 9番委員 佐藤 義和